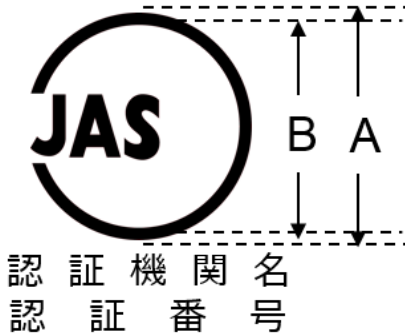


改正後	改正前
<p><b>1 適用範囲</b> この格付の表示の様式及び表示の方法は、<u>日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</u></p> <p><b>2 格付の表示の様式</b> 格付の表示の様式については<u>図 1 又は図 2</u>とし、次の <u>a)～c)</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（削る。）</p>	<p><b>1 適用範囲</b> この表示の様式及び表示の方法は、<u>生産行程管理者及び外国生産行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び同法第 30 条第 2 項の規定に基づき行う日持ち生産管理切り花の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</u></p> <p><b>2 格付の表示の様式</b> 格付の表示の様式については<u>図 1</u>とし、次の <u>a)から c)</u>のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1—格付の表示の様式</p> </div>

(新設)

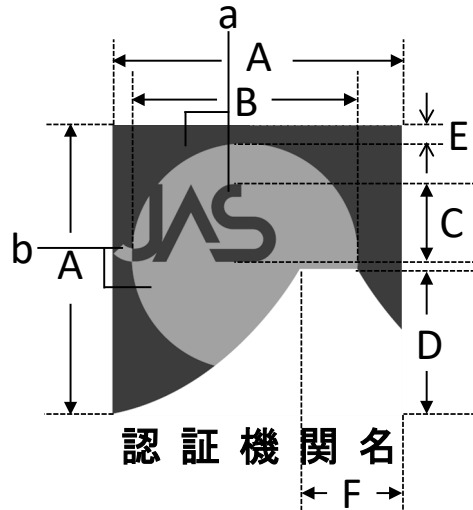


図1-格付の表示の様式(カラー)

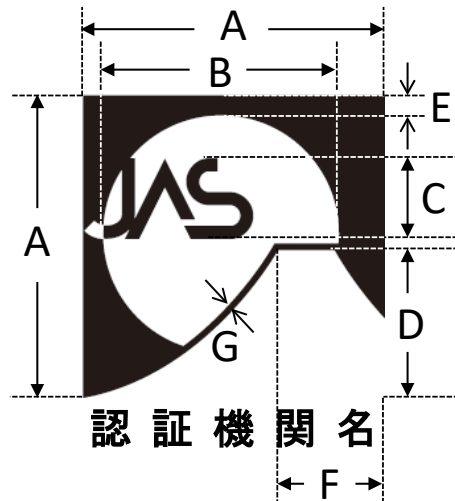


図2-格付の表示の様式(単色)

a) BはAの $\frac{8}{10}$ と、CはAの $\frac{27}{100}$ と、DはAの $\frac{49}{100}$ と、EはAの $\frac{65}{1000}$ と、FはAの $\frac{35}{100}$ と、GはEの $\frac{36}{100}$ としなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(新設)

a) Aは15 mm以上とし、BはAの $\frac{9}{10}$ としなければならない。

b) JASの文字の高さは、Aの $\frac{3}{10}$ としなければならない。

c) その他の文字の高さは、Aの $\frac{1}{6}$ 以上としなければならない。

**b)** 認証機関名については、略称を記載してもよい。  
(削る。)

**c)** 図 1 にあつては、**a** の部分及び **b** の部分の色は、各々に異なる色としなければならない。  
3 (略)

**d)** 認証機関名については、略称を記載することができる。

**e)** 認証番号は関係法令の規定により日持ち生産管理切り花又はその包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、日持ち生産管理切り花の生産行程管理者名及び外国生産行程管理者名が特定できる場合には、表示しないことができる。

(新設)  
3 (略)